平成２２年（フ）第２３１号
富山県砺波市野村島488番地
破産者　川邉　弘樹
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第３４０５号
名古屋市東区筒井３丁目26番９号
破産者　有限会社アクアテック
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４７号
三重県桑名市高塚町２丁目13番地１
破産者　有限会社アイティオー・コーポレーション
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３８５号
三重県鈴鹿市阿古曽町７番10号　エンジェルハイムＣ棟103、開始決定時の住所三重県四日市市追分２丁目３番18号
破産者　小川　貢司
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２０号
三重県桑名市大字下深谷部4919番地５
破産者　杉浦　繁生
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１０１５７号
大阪市福島区鷺洲３丁目７番11号
破産者　有限会社和光
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５３４号
大阪市東成区大今里１丁目36番21号
破産者　株式会社日榮堂
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７２９号
大阪市平野区加美西１丁目13番33号、東京営業所東京都千代田区東神田１－３－９
破産者　株式会社川村工作所
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９１号
大阪市西区江戸堀１丁目25番11号レジネッタ江戸堀302
破産者　株式会社サード
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３９号
大阪市北区梅田２丁目２番２号
破産者　有限会社ｇｒｏｗｔｈ　ｃｏｍｐａｎｙ
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１３６号
大阪府東大阪市水走４丁目３番３号
破産者　株式会社アローエンタープライズ
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８６８号
大阪市住吉区南住吉２丁目10番５号
破産者　有限会社エフ・エー・エム
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２２３号
大阪市北区大淀中５丁目２番地16
破産者　一栄硝子産業株式会社
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３０８号
大阪府高槻市庄所町２番18号
破産者　綜合住建有限会社
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４７６号
大阪市阿倍野区阪南町７丁目７番16号
破産者　河内食品株式会社
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６６７号
大阪府門真市桑才新町５番２号
破産者　有限会社アゲンプレス
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１７号
大阪市天王寺区舟橋町７番10号
破産者　株式会社エス・イー・ヴィレッジ
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７６号
福島県石川郡平田村大字小平字沼田119番地の２
破産者　有限会社吉田組
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
福島県いわき市勿来町四沢渋沼６番地５
破産者　いわきロジテック有限会社
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第６６号
福島県いわき市中央台鹿島１丁目22番地の９
破産者　シーアンドシータキオン有限会社
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２０年（フ）第１３４０号
東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎東松原21番地４
破産者　株式会社松村工業
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第１３４１号
東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎152番地１セザール箱根ヶ崎402号
破産者　松村　圀治
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部